

第5回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 5月 7日(木) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白石 淳一	3番	角田 郁夫
5番	遠藤 由理子	7番	堀江 正司
9番	中村 光孝	11番	宇敷 和也(会長)
13番	井上 正文	15番	小林 由喜子

・欠席

2番	金井 邦雄(会長職務代理)	4番	原田 良美
6番	松井 則雄	8番	本多 弘
10番	鶴淵 君江	12番	清水 文明
14番	見城 覚		

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時27分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の総会は4月27日付けで事務連絡させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言を受け、縮小して開催することといたしました。これによりまして、2番 金井邦雄委員さん、4番 原田良美委員さん、6番 松井則雄委員さん、8番 本多弘委員さん、10番 鶴淵君江委員さん、12番 清水文明委員さん、14番 見城覚委員さんにつきましては欠席の扱いとなります。
在任委員15名中、現在の出席委員は8名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時28分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時29分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、7番堀江正司委員、9番中村光孝委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後1時30分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(2)農地の合意解約について
(3)農地に該当しないことの証明願について
(4)再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件

午後1時34分

議長

議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、8番から10番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10番から12番と一括して議案の最後に審議といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 10件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

太陽光発電業を行っているとのことだが、職業欄が農業だけなのはなぜでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

譲受人は農業を営んでいます。太陽光発電業については譲受人が

代表社員である法人が行っています。

議長

ほかに。

2 番の案件について

3 番の案件について

1 3 番

はい。

議長

1 3 番。

1 3 番

譲受人の職業は農業兼会社役員ですよ。法人名は分かるのか。それと規模拡大との説明であったが、法人としての規模拡大なのか農業規模の拡大なのか。2 点お聞きしたい。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

申請書に役員を務めている法人名は記載しないので分かりません。規模拡大と言うことですが、農地法第 3 条の申請ですので、農業規模の拡大のための申請となります。

議長

ほかに。

5 番の案件について

6 番の案件について

7 番の案件について

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第17号については、8番から10番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、8番から10番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第18号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

議案説明 3件

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

宗教法人ということですが、どこのお寺でしょうか

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

寺院ではなくキリスト教の布教活動を行っているとのこと。

議長

ほかに。

2番の案件について

3番の案件について

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第17号については、8番から10番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、10番から12番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8番から10番と一括して議案の最後に審議といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3 番の案件について

4 番の案件について

3 番 はい。

議長 3 番。

3 番 賃借料が高額だが、申請地だけなのか、それとも一体で利用している土地も含めたものなのか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 賃借料については、代理申請人に確認してあります。店舗用地として利用する申請地のみの年額とのとでした。

議長 ほかに。

無いようですので、5 番の案件について

6 番の案件について

1 3 番 はい。

議長 1 3 番。

1 3 番 賃借料は月額か期間通してか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 賃借料については、期間借地料となります。

議長 ほかに。

無いようですので、7番の案件について

3番 はい。

質問ではなく、要望となりますが、いつも言っていますが、地域との調和と協調。これをお願いしたいと思います。2番と5番の案件も同様をお願いします。

議長 ほかに。

無いようですので、8番の案件について

13番 はい。

議長 13番。

13番 事前着工と説明があったがどういったものか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 転圧、砂利敷き、水道管の引き込みまで施工しています。

議長 ほかに。

無いようですので、9番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第19号については、10番から12番を除いて、申請のと

おりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、10番から12番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8番から10番と、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10番から12番を議題といたしますので、審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、3条の8番の案件から

13番

はい。

議長

13番。

13番

営農計画の中でブルーベリーとミョウガを作付けるとのことですが、その中でブルーベリーを作付ける時に営農状況に支障を及ぼすことがないと説明があり、太陽光を必要としないというニュアンスに聞こえたのですが、私、16年ブルーベリーを作っていますが、太陽光はすごく必要だと思っています。日影が多いと木自体が傾いてしまうんです。先ほどの説明の営農に支障が無いという根拠はどういうことなのか聞きたい。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

営農計画書には太陽光が必要ないとは書かれていませんが、作物が育成するために必要は日照量、いわゆる光飽和点が比較的高くなく当たりすぎるのは良くないとのことです。

13番

私の認識では太陽光はたくさん必要だと思ってるものですから。本人も親も花き栽培をやっているのものでその辺はよく知っていると思うので調整等できるとは思いますけど、ブルーベリーは日光は非常に重要だと伝えていただきたい。

事務局員

はい。分かりました。

栽培の方法について確認したことをお伝えしておきますが、まず、太陽光パネルは通常5段一組のものを2段目4段目を抜いて設置し太陽光を取り込み、ブルーベリーは現在プランターに植えて育ててあり、苗木を植えるものではないため2年目からの収穫を予定しているとのことです。

議長

ほかに。

無いようですので、3条の9番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

現地写真を見ますと、地目田んぼですよ。これどう見ても田んぼに見えないのですが。

7番

ここは以前に事務局と現地確認で見たことがありますが、両脇、周りは全て耕作されている田んぼなんですけど、ここは不耕作地です。田んぼに見えないとは言っても畑でもないと思いますし。周辺

の状況から見れば田で良いものと思います。

事務局員 確かに土が盛り上がっていて田とは言えない現況だと思えますが、農地台帳上も課税上も地目が田ですので田とさせてもらっています。

7 番 不耕作で荒れているのでかえって良いのかもしれないです。

3 番 現況が田んぼじゃないのではと聞いているんです。

7 番 そうは言っても田んぼ以外に表せる地目が無いと思います。
一点質問がありますが、通路部分ですか、パネルのないところはブルーベリー、パネル下部でミョウガということで、機械は使わないとの説明でしたが、良くは知らないのですが、ミョウガは天地返しとかをしないといけないのではないですか。そういった作業に機械を使わずに行うということでしょうか。

9 番 ミョウガはいったん植えると毎年生えてくるので、根を植え替えるときだけ必要になる作業です。毎年行う作業ではないです。

議長 ほかに。

無いようですので、3条の10番の案件について

無いようですので、続けて5条の10番の案件について

9 番 はい。

議長 9番

9 番 許可するもしないも農業委員会で判断する訳ですけど、それで事務局から説明もありましたが、毎年収量等の報告があるわけですね。そういった中で、営農型じゃないのではないかと、というような案件が出てきた場合、まあ、申請時には撤去費用なども記載されて

いるわけですが、どういった形で判断するのか。

以前話がありましたけど、今年度から事務局、農業委員、設置者及び営農者で立ち会いもするとのことでしたが、その判断の時期などをどう考えているか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 営農型の許可条件として、①営農していること。②地域平均の8割以上収穫すること。③品質に劣化が生じていないことなどの条件がありますが、一番悪質なのは営農していない場合かと思います。

国や県で示しているものとしては、まずは改善指導を行うこと、口頭であったり文書であったりということになります。営農していないので即撤去ということではありません。

まずは、口頭指導。その後も改善が見られない場合について撤去または恒久型の施設に切り替えてもらう。改善も見られないまたは営農をしていない場合撤去の指示をするものになると思います。

ただ、施設設置者からすれば売電による収入を得ているものなので撤去に応じない可能性もあると思います。これに関しては県で経産省に問い合わせをしているとのことですので、設置者に対し文書指導、法的効力はない文書指導にはなりますが、この文書指導を行った経緯があれば経産省へFIT法の認定の取消を求めることができるということです。こうなると売電ができなくなるので、太陽光発電施設が設置されていてもただ邪魔な施設ということになるものと思います。

9番 今回、3年と10年の一時転用ということですが、3年の場合にはある程度短期間で再申請時で区切りができそうですが、10年と長期間である場合には、どこでイエローカードを出すのかレッドカードを出すのかある程度決めることも大切なことだと思います。

どう決めて良いのかは分からないのですが、10年と長期の一時転用許可を出すことになりますのである程度基準というか、何か無いと大変かなと。

事務局員

9番委員さんの意見のとおりだと思っています。今までは3年で再申請ということでしたので、その時に更新を許可するかしないか判断できました。平成30年に新しい通知が出されて、担い手が営農する場合や荒廃農地を再生して営農する場合など10年未満の一時転用の申請ができることになりました。

仮に10年間の一時転用許可を取得して営農しない。これが良しとされるのかと為りかねなません。事務局としても仮に10年間何もしなくても良いとは思っていませんので、その辺は、昨年から農地パトロール時にあえて別様式を用意して推進委員さんに確認を依頼していますし、今年度からは、農業委員、設置者及び営農者、事務局の3者立ち会いも計画していますので総合的に判断をして指導を行う。口頭、文書と実施し、悪質な案件に対しては撤去、FIT法の取消なども視野に入れて、総会等で協議しながら対応していきたいと思います。

9番

よろしくお願いします。

3番

参考資料にあるパネル下部における生産された作物の状況を毎年報告すること。報告内容について必要な知見を有する者の意見を添付すること。とありますけど、必要な知見を有する者とはどういう方でしょうか。

事務局員

これは毎年2月末までに報告することになっているものになりますが、報告様式に知見を有する者の意見という欄があります。報告内容としては、地域平均収量よりも少ない多いであったり、品質が悪かった良かったなどになりますが、この内容に対して「日照量不足で収穫が少なかった」等の報告内容に対しての理由を意見とし添付していただくというものです。

そ知見を有する者とはどういう方なのかということですが、通知の4ページに記載のとおりとなっています。

3番

ということは、専門的な知識がある人の意見がなければ提出できないと解して良いか。

事務局員

はい。

3 番

今まではどうなんですか。

事務局員

今も同様に記載することになっています。

1 番

これはどこに出すものですか。農業委員会に出すものですか。

事務局員

施設設置者が提出します。施設設置者は農業委員会へ提出します。その後県を経由して最終的には関東農政局となります。

1 番

収穫した作物に対しての収入などは分かるのか。

事務局員

分かりません。あくまでも収量・品質等の営農に関する報告となります。

1 番

農作物や売電による収入等も報告はしてもらえばなお良いと思うが。

事務局員

そこまでは求められないものと思います。

1 番

収量等に関して今までこの規程に適合しなかったものはあるか。

事務局員

今回の5条第12番案件で説明しましたが、8割に満たない年もありました。収量を増やすため植え付けの幅を狭くしより多く収穫できるよう改善が見られた案件になります。

1 番

営農し始めたばかりのものはやはり1年目・2年目は収量は少ないのか。

事務局員

ミョウガに関して言えば、白沢町に同じ作物で営農型がありますが、こちらも1年目・2年目は収量は少なかったと思います。根株が未成熟だったためとのこと。

作付け作物によって育成度合いが違うので必ずしも1年目・2年目は収穫できないと限ったものではないと考えます。

議長

ほかに。

無いようですので、続けて5条の11番について

最後、5条の12番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第17号8番から10番については、議案第19号10番から12番が許可された場合、同日付けで許可することとして申請のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の8番から10番について、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

つづいて、議案第19号の10番から12番については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10番から12番については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第20号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

案第20号については、願出でのとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案20号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後3時15分

6. 協議事項

- (1) 令和2年度推進委員の担当地区における活動目標の設定について
- (2) 令和元年度の点検・評価と令和2年度目標・活動計画について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和3年度農林関係税制改正要望について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了 午後3時49分